

廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る環境影響評価準備書に対する 三重県知事意見

本事業は、既設の産業廃棄物最終処分場に隣接して新たな処分場を増設するものであるが、事業の実施にあたってはより一層の環境影響の低減に向け、以下の措置を適切に講ずること。

（総括的事項）

- 1 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 2 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。

（個別的事項）

1 騒音

事業実施区域近隣の道路では現況の騒音レベルが高い水準にあることから、環境保全措置の徹底により、資材運搬車両等の走行に伴う影響を可能な限り低減するよう努めること。

2 水質

浸出水の放流に伴う環境影響については、処理施設の適切な運転を前提とした項目選定、予測、評価としていることから、事業の実施にあたっては処理施設の適切な維持、管理の徹底により、環境影響の低減に努めること。

3 陸生動物・陸生植物

移設、移植を行った陸生動植物について、事後調査により数の減少や衰退等の傾向が認められた場合には、速やかに追加の保全措置を講じるとともに、必要に応じ事後調査期間の延長を検討すること。

4 陸生動物

(1) コウモリ類については、暗渠水路における夏季の出産・哺育状況を調査するとともに、出産・哺育が確認された場合には、必要に応じ工事着手時期に配慮する等の環境保全措置を検討すること。

(2) コウモリ類の代替生息地とする暗渠水路については、コウモリピットの設置部に限らず水路内面の任意の箇所をとまり場として利用できるよう、保全措置を検討すること。

5 陸生植物

キンラン、カラタチバナの移植にあたっては、既設区域建設時の結果を踏まえた手法を検討し、移植の確実性の向上に努めること。

6 生態系

(1) 事業の実施に伴い事業実施区域内の森林面積が減少することから、竹林を生物多様性の高い樹林に転換する等の措置により、より質の高い森林の創出、維持に努めること。

また、森林の創出、維持にあたっては、事業実施区域内の森林と区域周辺に残された森林を繋ぐ等により、生態系ネットワークの連続性の確保に配慮すること。

(2) 事業の実施に伴い希少な陸生動植物の生息、生育環境が消失することから、代償措置として既存の造成緑地（せせらぎ緑地）を新たな生息、生育環境として整備することについて検討すること。

7 景観

事業実施区域周辺には住居が隣接していることから、事業の進行に伴う景観の変化については地域住民に十分に説明するとともに、圧迫感を与えないよう配慮すること。

8 廃棄物

災害廃棄物の受け入れにあたっては、有機性廃棄物が混入することも想定されることから、事業終了後の処分場の廃止に向けた具体的な計画を策定し、埋立廃棄物の可能な限り早期の安定化を図ること。